

撮影に関する注意事項

撮影にあたっては、以下の事項を遵守してください。

- (1) 撮影にあたっては許可された場所、許可された人数、及び時間の範囲で行い、館の責任者及び担当職員の指示に従うこと
- (2) 開館時に撮影を行う場合は、来館者の迷惑にならないよう注意すること
- (3) 撮影の関係者は取材者用の腕章もしくは身分証を着用すること
- (4) 撮影及びその準備にあたっては定められた場所以外での喫煙・飲食を行わないこと
- (5) 撮影申請者が出したゴミは、撮影申請者が持ち帰ること
- (6) 使用料が必要な場所及び観覧料が必要な施設を使用して撮影する場合は、別途使用料・観覧料を支払うこと
 - ・ 使用料が必要な場合
事前に申し込みのうえ、条例及び規則に定めた料金を支払うこと
 - ・ 観覧料が必要な場合
当日、観覧料を窓口で、現金にて支払うこと
 - ・ ただし、当館の広報的意義が認められる場合は、使用料・観覧料ともに免除することができる
- (7) 撮影にあたり、機材や車両等の保管場所又は控室等が必要な場合は、撮影申請者自らがその負担において確保すること
- (8) 撮影に関する電源は、バッテリー等の機材を撮影申請者側で用意すること
- (9) 撮影にあたり、所有権・著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて撮影申請者が責任を負うこと
- (10) 施設又は展示作品を損壊した場合は、撮影申請者の負担で原状回復すること
- (11) 撮影協力として、成果物に「兵庫県立美術館」の名称を明記すること
- (12) 撮影に伴う成果物は兵庫県立美術館に寄贈すること
- (13) 緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については、館責任者及び担当職員の指示に従うこと